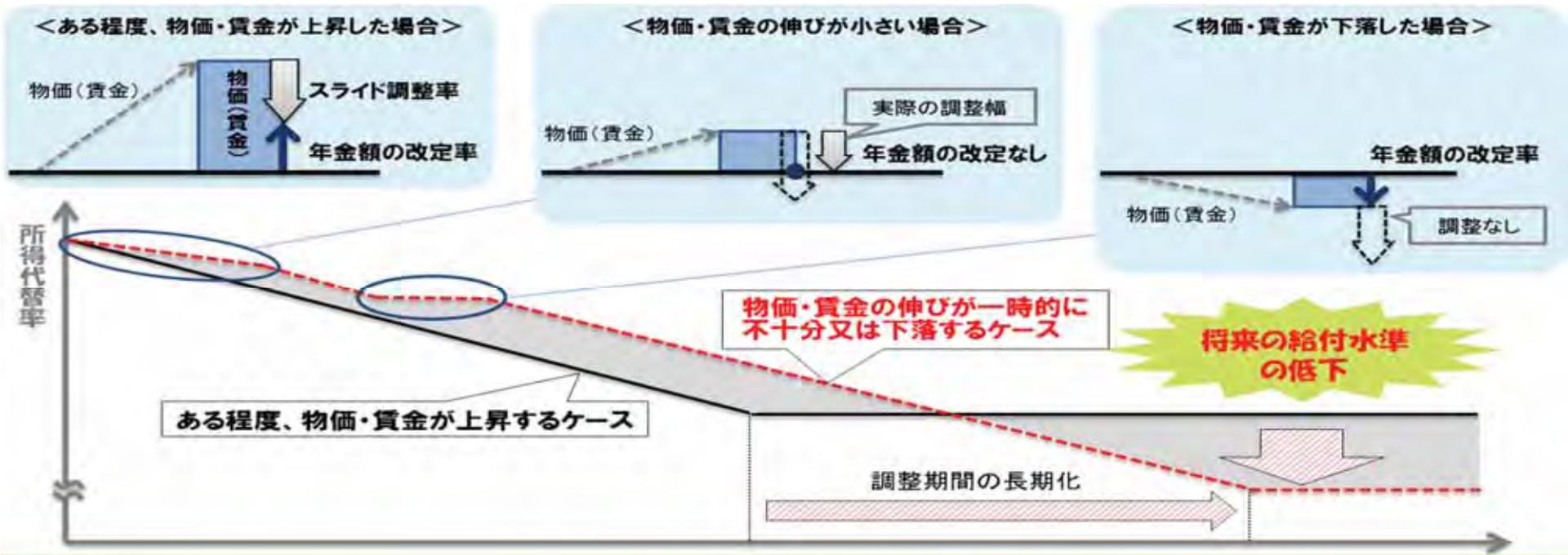


## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「社会保障改革プログラム法等に基づき、マクロ経済スライドの在り方、・・・の見直し等について、引き続き検討を行う。」

### 【論点】

- 現行のマクロ経済スライドによる自動調整は、『名目額』を下回らない範囲で行うものとされている（年金受給世代への配慮）。
- このため、例えば景気の変動に伴い賃金・物価の伸びが不十分又は下落した場合、マクロ経済スライドの効果が限定的となる結果、マクロ経済スライド調整期間が長期化し、将来世代の年金給付水準が低下。



### 【改革の具体的な方向性】（案）

- 将来世代の給付水準を確保する観点から、マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう見直しを行うことが必要。

### 【検討・実施時期】（案）

- 2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、年金額の改定ルールの見直しについて、可及的速やかに、必要な制度改正を進める。

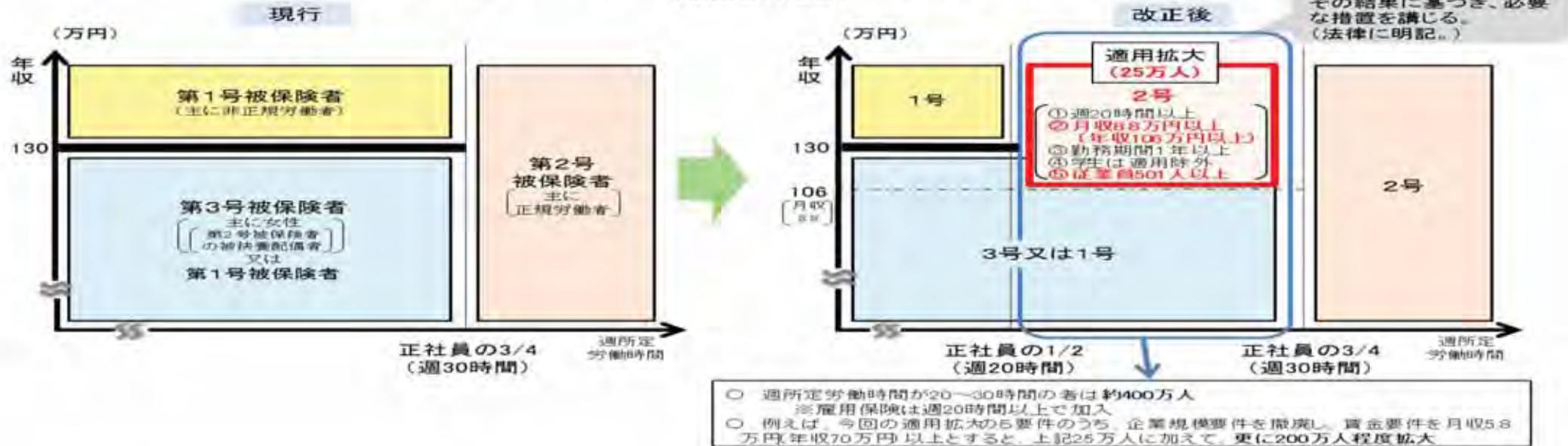
## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「社会保障改革プログラム法等に基づき、・・・、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、・・・の見直し等について、引き続き検討を行う。」

### 【論点】

- 非正規労働者の増加など就労形態が多様化していることを踏まえ、短時間労働者の将来の所得保障の充実を図るとともに、働き方の選択に中立的でない現在の仕組みを見直し、多様な働き方の実現、特に女性の活躍促進に資するようにしていく必要がある。

厚生年金の適用拡大(2016(H28)年10月施行)のイメージ  
(被用者の場合)



### 【改革の具体的な方向性】 (案)

- 企業規模要件や資金要件の緩和などの見直しによって、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の更なる拡大を行う。

### 【検討・実施時期】 (案)

- 2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、中小企業にも適用拡大の途を開くなど、可及的速やかに、必要な制度改正を進めるとともに、2016年10月の適用拡大の施行や影響を勘案して更なる適用拡大に向けた検討を行う。

# 高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方

## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

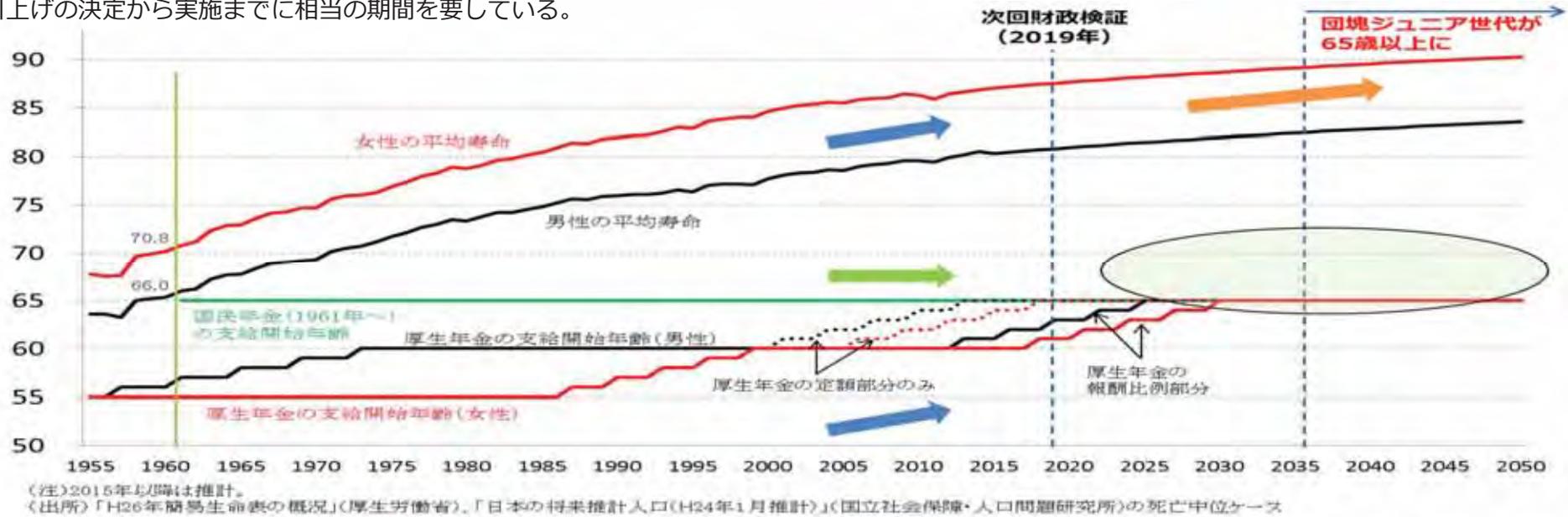
「社会保障改革プログラム法等に基づき、・・・、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方、・・・の見直し等について、引き続き検討を行う。」

### 【論点】

- 平均寿命が伸びる中、厚生年金については支給開始年齢の引上げが順次行われてきているが、国民年金については、1961（S36）年の制度創設以降、支給開始年齢の引上げが行われたことはない。

※ 日本以外の全てのG7諸国では支給開始年齢の67～68歳への引上げが実施されている。

※ 日本は、65歳への引上げの途中であり、また、引上げ後においても、平均寿命が長いことから、他国と比べて平均受給期間が長い。過去の例を見ると、支給開始年齢の引上げの決定から実施までに相当の期間を要している。



### 【改革の具体的な方向性】（案）

- 働ける高齢者の就労を促進するとともに、将来の年金給付水準を確保し、制度の持続可能性を一層強化するため、高齢期の多様な働き方に対応した年金受給の在り方を念頭に、支給開始年齢の更なる引上げ等を行うべき。

なお、2035年度以降に、団塊ジュニア世代が65歳になることなどを踏まえ、それまでに支給開始年齢を引き上げることが必要。

### 【検討・実施時期】（案）

- 現在の支給開始年齢の引上げが終了する2025年度に引き続いて支給開始年齢の引上げ等の改革を実施するため、関係審議会等において制度改正に向けたオプションについての検討を開始し、できる限り早い時期に、具体化の方策を取りまとめた上で、55次回の財政検証の結果も踏まえ、所要の法案を提出する。

# 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方 及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方

## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「社会保障改革プログラム法等に基づき、・・・、高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しについて、引き続き検討を行う。」

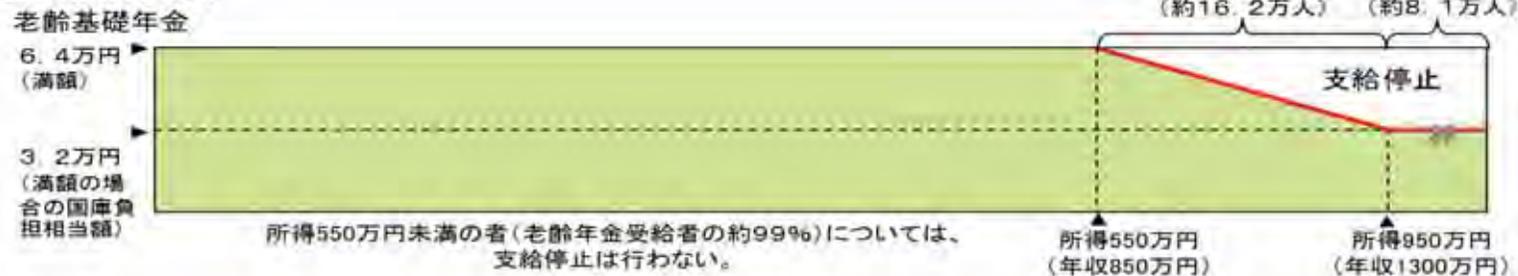
### 【論点】

- 老齢基礎年金は、老齢期における稼得能力の喪失に対応するためのものであり、その財源の1/2は国庫負担である。
- 高所得者に係る基礎年金給付については、世代間の公平性確保の観点等から見直しを図るべきではないか。

#### ＜社会保障・税一体改革の政府原案に当初盛り込まれた改正案＞ 【3党協議の過程で検討事項とされた】

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う(税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(2015(H27)年10月))。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。  
(注) 所得550万円(年収850万円)：標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収)  
所得950万円(年収1300万円)：標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収)

#### (支給停止のイメージ)



### 【改革の具体的な方向性】 (案)

- 現役世代と比べて遜色のない所得を得ている一定の高齢者については、国庫負担分相当の年金給付の支給を停止すべき。
- 年金制度における再分配機能の強化に加え、年金税制、福祉制度などを含めた全体の視点から、見直しを議論していくべきであり、年金課税の在り方については、個人所得課税の総合的かつ一体的な見直しの中で議論されるべき。

### 【検討・実施時期】 (案)

- 高所得者の年金給付の在り方については、速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、遅くとも平成29年通常国会に所要の法案を提出する。
- また、個人所得課税について「総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う」とされている骨太の方針等を踏まえ、今後、政府税制調査会において、年金課税のあり方を含めて多様な論点を整理し、幅広く丁寧な国民的議論が進められる。